

相模原市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、市民局市民活力推進部各課・機関の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年3月27日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 石 橋 忠 文

同 山 岸 一 雄

同 折 笠 峰 夫

1 監査の期日

平成20年3月27日

2 監査の対象及び方法

この監査は、市民局市民活力推進部各課・機関において、平成19年度（平成20年1月末日まで）に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 市民協働推進課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務
- ウ 貸付金の支出に関する事務
(斎場)
- エ 斎場使用料の徴収に関する事務
- オ 各事業の支出に関する事務

(2) 文化国際課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務
(相模原市民ギャラリー)
- ウ 相模原市民ギャラリー使用料の徴収に関する事務
- エ 各事業の支出に関する事務

(3) 男女共同参画課

- ア 男女共同参画推進センター使用料の徴収に関する事務
- イ 各事業の支出に関する事務

(4) 市民相談課

- ア 各事業の支出に関する事務

(5) 戸籍住民課

- ア 証明閲覧謄本手数料の徴収に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(6) 消費生活課

- ア 各事業の支出に関する事務

- (7) 橋本出張所
 - ア 市税、使用料、手数料等の徴収に関する事務
 - イ 出張所等維持管理費の委託料の支出に関する事務
 - ウ 出張所等維持管理費の使用料及び賃借料の支出に関する事務
- (8) 大野南出張所
 - ア 出張所等維持管理費の委託料の支出に関する事務
 - イ 施設の維持管理に関する事務
- (9) 麻溝出張所
 - ア 市税、使用料、手数料等の徴収に関する事務
 - イ 地域自治団体等の出納に関する事務
- (10) 相武台出張所
 - ア 市税、使用料、手数料等の徴収に関する事務
 - イ 地域自治団体等の出納に関する事務
- (11) 城山市民課
 - ア 市税、使用料、手数料等の徴収に関する事務
 - イ 各事業の支出に関する事務
- (12) 藤野市民課
 - ア 市税、使用料、手数料等の徴収に関する事務
 - イ 各事業の支出に関する事務
- (13) 城山町地域自治区事務所
 - ア 各事業の支出に関する事務
- (14) 津久井町地域自治区事務所
 - ア 各事業の支出に関する事務
- (15) 相模湖町地域自治区事務所
 - ア 各事業の支出に関する事務
- (16) 藤野町地域自治区事務所
 - ア 各事業の支出に関する事務

3 監査の結果

市民局市民活力推進部各課・機関における財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善又は検討を求めている。